<身近な法律問題>

験

は?

第1回

(筆者略歴)

2010 衆議院農林水産委員会専門員

衆議院内閣委員会専門員

衆議院事務局退職

衆議院法制局参与

はじめに

題として相続を取り上げます。 今回は、会員の皆様の身近な法律問

死や老老介護の実態が新聞等でときど

我が国も高齢化社会が進展し、

孤独

律問題に疎くなり路頭に迷ってしまう と相続人も高齢者の域に達していて法 き報じられています。 そうした中、いざ相続が発生します

ことがあります。

利意識が強くなり、遺産分割でもめる 相続に変わりました。また、個人の権 が相続財産※を平等に分ける諸子均分 子相続制度が一変して、戦後は相続人 ことが多くなってきました。 一方で、戦前の戸主制度や嫡男・長

見た財産。一方、遺産は被相続人(亡 同じ意味です。相続財産は相続人から ※相続財産と遺産のちがい くなった方)から見た財産

熊:ご隠居、返事がないから勝手に家 顔立ちで何の書をしたためているん に上がらせてもらいますよ。真剣な

ご隠居:わしも。齢還暦を過ぎたから、

熊:大変だ。 度ですよ。八にも知らせないと。ご ご隠居、隠し立てはご法

娘に遺言を書いているところだ。

隠居が不治の病でもうすぐ死んじゃ

うと。

ご隠居:これ、熊!早まるでない。 しは病気ではない。

わ

では。)

熊:でも、死んじゃうから遺言を書い ているのでしょ?

ご隠居:そうではない。 とき、 よう予め遺言を書いて、 うと思っておる。 ている熊や八にも多少の財産を渡そ のじゃよ。そうそう、 を誰にどのくらい残すか決めておく 皆が慌てないよう、 お世話になっ わしが死んだ わしの財産 争わない ある私が担当することとなりました。

熊:遺言はそんなときのためにあるの。

す。

筆者の相続経験

筆者が最初に経験した法律問題は相

生であった私は父が死亡し、 続でした。 ました。母と子とはもともと仲が良く、 に頼まれて相続財産を処理しようとし であった母と会社勤めであった姉たち 昭和48年当時、 法学部の学 専業主婦

> 家作が一軒あったほどでした。それ以 族が住んでいた家と親戚に貸していた した。それに相続財産といっても、 遺産分割でもめることはありませんで 外は預貯金が少々あったぐらい。

法書士に相続登記をお願いすることと 記簿謄本などは、お金がないが時間は 合いの弁護士から紹介してもらった司 このような状況であったので、 相続登記に必要な戸籍や不動産登 知り

丁寧に教えてくれました。すべての費 司法書士は渋い顔をしていましたが、 の旅費・日当を節約するためでした。 戸籍・登記簿謄本請求に係る司法書士 用は6千円で済んだかと思っていま

からです。 戸籍を集めるのに時間がとてもかかる さんにはお勧めしません。 でも、 この方法はお忙しい読者の皆 なぜって、

しているので仲が良く話も通じていま 書士などのプロには日頃からお互い接 くれます。 は一般市民が来ても親切丁寧に教えて 最近では、 しかしながら、 市町村役場の戸籍担当者 当時は司法

担当者は要求されたものしか渡しませ した。ところが、素人が来ると、戸籍 とかアドバイスがあっても良かったの んでした。(例えば、戸籍謄本のほか に除籍謄本や原戸籍謄本も必要ですよ

書を書いてもらったらどうか、それを ので、それを基に司法書士さんに上申 う始末。困っていたら、その時の戸籍 吏は親切に「告知書」なら交付できる 墨田区では、東京大空襲で戸籍が焼失 なければなりませんでした。挙句に、 央区、墨田区と区役所を転々とまわら 回か変えていたため、東京都北区、 したので戸籍謄本は交付できないとい さらに、被相続人の父が本籍地を何 中

記憶があります。 足を運ばなくてよくなり、 ればよいといわれました。もう一度、 法務局(登記所いわれる所)に提出す ほっとした

本籍は変えない方が良い。 しまった者は記録に残しておく 変えて

死ぬまでの戸籍を全て集めなければな 相続では、 被相続人が生まれてから

りません。

ることにより明らかになります。当然、 間に子供がいた場合に戸籍を全て集め そうすることによって、もし前妻との これは、相続人を確定するためです。

前妻の子も相続人となるからです。

現在の戸籍は、

夫婦と子のみで構成

たな戸籍が編成されます。 結婚のとき本籍を変える方が いま

たとえ親と同じ場所に住んでいても新 されています。ですから、結婚すると、

す。 挙げられます。 内有数の一等地に住んでいたことを戸 本の交付が家の近くで便利だとか、都 届けやすいとか、後々に至って戸籍謄 多いと思います。子供が生まれたとき ションの住所地を本籍地にされる方が が多いかと思いますが、その時のマン れて二人だけのマンションでという方 籍に残したいなど、さまざまな理由が 例えば、 最近の新婚生活は親と離

地に足を運ばなくても取れます。 交付申請ができますし、 地はあまり変えない方が良いと思いま しかしながら、 現在では、 郵送による戸籍謄本の 筆者の経験から本籍 わざわざ遠隔

変遷を記録にとどめておくことをお勧 まった方は相続財産の範囲と本籍地の

もうすでに本籍地を転々とさせてし

していますか?

さらに、

子供名義の

帳を管理しているのが親となれば、 通帳の印鑑が親と同じであったり、

らかに名義だけ借りて通帳を作ったと

税務署から言われても反論できませ

は実際通帳を管理している親の預貯金 これを名義預金といって、 税務署

す。

三

遺産の

範囲

めします。

遺産分割はほぼ決まっ 千円支払い、 円の贈与税の確定申告をして贈与税を と判断しています。どうしたらよいで しょうか。私だったら、毎年111万 税務署に贈与と公に認め

たようなものです。

れが決まれば、

次に大事なのが遺産の範囲です。

ح

どっこいこれでもめることがしばしば あります。 る読者もいらっしゃると思いますが、 産の範囲なんか簡単だよと思われ させます。

子への贈与額は毎年111万円

年までは年60万円以下に抑え、平成13 ませんか。 年以降は年110万円まで積立ててい れた経験があるのでは。 まれると、 例えば、 子供名義で預貯金を始めら その理由は贈与税の基礎控 賢明な読者諸氏は子供が生 それも平成12

れたばかりの子が贈与を受けたと認識 これがいけません。 なぜなら、 生ま

て ::。

したので贈与税はかからないと計算し

除額がそれぞれ6万円、

110万円で

付言しておきます。 すとより高い税金が課せられることを 税は累進課税制度のため贈与額を増や じゃないかと思う方については、 もっと贈与額をもっと増やせばいい 贈与

几 遺産の分割方法

1

遺言によるもの

手段と思われます。法曹関係者の間 は「いごん」という言い方をします。 意味の違いはないのですが、 遺言は相続争いを解決するに有効な 特別な世

界の業界用語的な発音でしょうか? 話を本題に戻しますと、遺言は被相

す。 法律はこれを最大限尊重しようとしま 続人が行う最後の意思表示ですから、 てを赤の他人に遺贈することも可能で を侵害しても、 たとえ、 法定相続人の法定相続分 遺言どおり相続財産全

明 通

どおりいかなくなります。 ります。非常に強い権利 場合です。法定相続人には遺留分があ で遺留分減殺請求が起こされると遺言 ただし、法定相続人全てが同意した (※形成権)

単独の意思表示によって法律効果を生 有権持分はその者のものとなり、 じさせることができます。具体的には、 遺留分減殺請求した途端、 相続人と共有関係に戻ります。 不動産の所 他 0)

※学問上、形成権といわれるもので、

ア 遺留分、 法律の保護

きません。 限尊重しますと言いましたが、 も法定相続人の遺留分は侵すことがで る相続分です。 人の最後の意思表示である遺言は最大 遺留分とは、 先ほど、 遺族に留め置かれてい 法律は被相続 それで

法律は婚姻届・ 出生届·養子縁組 届

ものです。

す。 をちゃんと出して家族となった者につ いては手厚い保護を行おうとしていま

ませんから、 て冷徹に扱います。 逆に、 内縁の妻は婚姻届を出してい 法律は保護の対象外とし

として内縁の妻に財産を相続させるよ り帰属させるのではなく、 かった場合、 う規定しています。 ただ、法律は、 相続財産を国庫にいきな 相続人がだれもいな 特別縁故者

婦 を設けた規定を違憲判断しました。 (法律に則り従順に婚姻届を出した夫 また最近になって、 の子と婚姻外の子との相続分に差 最高裁は婚姻内

別規定を解消したものでした。 制度の遺物だった婚外子の相続分の差 を及ぼすことは許されませんよね。 とって選択の余地がない理由で不利益 父母が婚姻関係にないという子に 家

イ 遺言の形式

あります。特別方式は遭難などで死期 がさし迫っているときなどに行われる 遺言には、 普通方式と特別方式とが 相

す。証書遺言及び秘密証書遺言がありま

普通方式には、

自筆証書遺言、

公正

ご判断にお任せします。違ってきますので、読者のみなさんのどの遺言を選ぶかは状況によって

公正証書遺言は費用(相続財産が 1億円で5・4万円程度)がかかりますが、遺言が無効になることはありません。また、公証役場に原本が保管されていますので、必ず遺言の執行はされていますので、必ず遺言の執行はされていますし、故意に破棄されることもないでしょう。

証役場の看板が目につきます。
すが、町を歩いていると意外な所に公る所を想定される方が多いかと思いまが、町を歩いていると意外な所に公がを知ですか。読者の皆さんは、県庁ご存知ですか。読者の皆さんは、県庁

就くようです。

就くようです。

就くようです。

就くようです。

ない反面、遺言が有効となるための要一方、自筆証書遺言は費用が掛から

件がかなり厳格です。

です。 要件です。 すべき日との思惑からか、平成○○年 す。さらに、 りません。パソコン、コピーは禁止で ませんので無効です。 しゃいますが、これは日付が特定でき のですが、 ○○月吉日と書かれる方が時々いらっ 例えば、 日付にめでたい日あるいは記念 実印にされる方が多いよう 全て自筆で書かなければな 印鑑は実印でなくともよい 日付、署名、 押印は必要

また、テレビドラマでお葬式が終わった後、喪服を着た相続人の前でおむろに弁護士先生が遺言書を開封しているシーンがありますが、あれはドラマの世界です。遺言書の開封は家庭せん(民法1004条3項)。それに、自筆証書遺言は封印することは要件ではありません。偽装・変造されるおそはありません。偽装・変造されるおそれがないと思われる方は開封のままでも大丈夫です。

ます。
きが必要で、それなりの日数がかかり遺言と違い、家庭裁判所で検認の手続

署名など検認の日現在における遺言書及びその内容を知らせるとともに,遺及びその内容を知らせるとともに,遺

有効・無効を判断する手続ではありまり造を防止するための手続です。遺言のの内容を明確にして遺言書の偽造・変

せん。

気が変わるとすぐに遺言を書き換えたい人や時間はあるが遺言にかけるお選び、多少お金はかかるけど、高額な選び、多少お金はかかるけど、高額な相続財産を瑕疵なく正確に自分の思い相のにしたい方は公正証書遺言を選ぶべきでしょう。

(2) 法定相続分による遺産分割

す。なぜでしょうか。
てきましたが、それでも遺言を書かないで亡くなられる方が過半と思われま

対し遺言を書いてと言いづらいかではあられないか、配偶者や子から本人にめられないか、配偶者や子から本人にめられないか、配偶者や子から本人にかられないかがないと思っている

ないでしょうか。

定しています。 法定相続分(カッコ内は遺留分)を規 遺言がないときに、民法は相続人の

1/2(1/4)と配偶者1/2(1)第一順位として直系卑属(子や孫)

 $\stackrel{/}{4}$

それは、

3 (1/3) (1/6) と配偶者2/2 第二順位として直系尊属(親や祖

③ 第三順位として兄弟姉妹1/4(なし)と配偶者3/4(1/2)です。注意しなければならないのは、子供がいないときの配偶者です。義理の両がいないときの配偶者です。義理の両ればなりません。

遺言があれば、兄弟姉妹との遺産分割の場合には、配偶者に全ての相続財産を相続させることができます。子がいない夫婦は遺言を書くことをお勧め

次号に続く